日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2012. 04.06

No.12-027

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

2011 年度のカンパ活動に

参加して頂き有難うございました

2011 年度カンパ集計及び原告団へのカンパ内訳を報告致します。

2012 年 3 月 28 日現在

カンパ総額　270 万 1 千円

原告団へのカンパ総額　3 月 29 日集計 270 万円

（内訳）

2011 年 3 月 24 日	第一次集計	80 万円	（ニュース 11－008）
4 月 18 日	第二次集計	70 万円	(ニュース 11－013)
9 月 05 日	第三次集計	50 万円	（ニュース 11－038）
2012 年 3 月 29 日	第四次集計	70 万円	(ニュース 12－025)

原告団は控訴方針

長期的な支援が必要な状況

3 月 29・30 日東京地方裁判所で、運航乗務員及び客室乗務員原告裁判の判決が言い渡されました。

判決内容は、今後詳細に分析されますが、ほぼ同様に原告の請求を棄却する内容でした。報告集会の中で、弁護団の速報分析によれば「裁判で審理した事実・証言も無視し、更生計画で一度決めたら（会社主張の）事業規模の縮小にも、人員を削減する必要性があったと認める。利益が上がっても考慮する必要なし。』として原告の請求を棄却する不当判決です」との報告がなされました。更に白石裁判長にいたっては『稲盛会長発言が、主観的な心情を吐露したものにすぎない』『日本航空は、人件費の削減に踏み込めず、高コスト構造が温存されていたことが破綻の要因と指摘されていた』とまで管財人･会社主張を取り入れました。

記者会見後の山口・内田原告団長からは「被告の会社主張を丸呑みにした不当判決です。企業の利益を守るだけで、人間の尊厳を無視しています。今まで積み上げてきた雇用を破壊させない為にも、国内外の世論に訴え安全と雇用を守る為に勝利するまで闘います」と控訴方針を明らかにしました。

このように長期的な原告団への支援が必要な状況となりました。OB乗員の皆さん宜しく御願い申し上げます。

2012 年度（2 年目）もカンパは継続

OB乗員の皆さん

積極的な参加を御願い致します。

詳細は下記またはHPカンパの項を参照下さい。

カンパのお願い

不当整理解雇撤回を闘う原告団のために

カンパをお願い致します。

2012 年度（2 年目）一年度分として 一口 3000 円

（もちろん、カンパして頂けるなら、口数にこだわらず
5000 円でも 1 万円でもOKです）

◇◆◇　振込先　◇◆◇

＜＜ゆうちょ銀行間の場合＞＞

ゆうちょ銀行 口座名：オービージョウインユウシノカイ

記号：10240 番号：78724991

＜＜ゆうちょ銀行以外の銀行から振り込む場合＞＞

金融機関名　：　ゆうちょ銀行

店名　：　〇二八

店番：028

普通預金口座番号：7872499